平成２６年（フ）第９９号
佐賀県杵島郡江北町大字惣領分1294番地
債務者　江頭　伸弘
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第１７９号
神奈川県座間市入谷１丁目403番地の１　フラット座間212号
債務者　荒井　伸一
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１８５号
相模原市緑区東橋本１丁目８番１号　ドミ中屋608号室、住民票上の住所相模原市緑区町屋２丁目16番19号　ティー・アイコーチ103号室
債務者　近藤　雅和
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１８６号
相模原市緑区大島580番地５
債務者　久松　育恵
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１９４号
相模原市南区相武台２丁目20番５号　シーザリオ102
債務者　藤村　　瞳（旧姓高木）
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１９５号
相模原市中央区南橋本１丁目５番16号　パレ．フォンティーノ南橋本302
債務者　飯田　康弘
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１９９号
相模原市南区当麻2311番地７
債務者　小野寺和子
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２４４号
堺市南区庭代台２丁１番15―409号
債務者　中田レイ子
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３６５号
大阪府羽曳野市南恵我之荘２丁目９番16号
債務者　桶田　喬子
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４３４号
大阪府羽曳野市翠鳥園２番１―204号
債務者　杉村美代子
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５０８号
大阪府富田林市美山台７番２―714号
債務者　南部　京子
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５１０号
大阪府河内長野市南花台３丁目２番13―403号
債務者　伊藤　繁徳
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５２２号
大阪府河内長野市木戸東町８番４―406号
債務者　久保佐太郎
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５２５号
大阪府高石市綾園７丁目13番29号
債務者　濱田　正男
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５３０号
堺市南区鴨谷台３丁３番６―514号
債務者　髙田　恭子
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５３３号
大阪府河内長野市河合寺423番地の１救護施設みなと寮
債務者　明時　孝至
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５３７号
大阪府羽曳野市恵我之荘２丁目４番３号
債務者　髙木美津江
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係